

一宮市告示第 586 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年一宮市条例第 37 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 25 日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定管理者の名称
社会福祉法人一宮市社会福祉事業団
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
一宮市けやき児童クラブ
一宮市時之島字杵先 2 番地
- 3 管理を行わせる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで